

# 令和元年度 新居浜市市有林管理運営審議会

## 会 議 録

【開催日時】 令和元年11月27日(水) 10:00~11:10

【開催場所】 新居浜市役所 4階 41会議室

### 出席者 15名

市議会議員	大 條 雅 久
〃	井 谷 幸 恵
〃	合 田 晋一郎
〃	黒 田 真 徳
〃	白 川 誉
学識経験者	近 藤 武 (会 長)
〃	伊 藤 利 忠 (副会長)
〃	伊 藤 和 一
〃	神 野 隆 義
〃	高 橋 忠 士
〃	和 田 一 夫
〃	鈴 木 千鶴王
総務部長	岡 松 良 二
経済部長	赤 尾 禎 司
財政課長	木 俵 浩 毅

### 事務局 7名

(農林水産課)

課 長	山 内 敏 弘
主 幹	山 本 兼 資
係 長	長谷川 幸 司
主 任	板 東 庄 三
主 事	香 川 満里奈

(別子山支所)

所 長	和 田 隆 宏
副 所 長	近 藤 尚 志

### 欠席者 4名

学識経験者 秦 哲 久  
              "      大 角 武 次  
副 市 長 寺 田 政 則  
管 財 課 長 原 道 樹

**議 事**

- (1) 令和元年度事業内容について
- (2) 今後の市有林の管理運営について
- (3) その他

(司会・山内次長)

定刻が参りましたので、ただいまから、市有林管理運営審議会を開催いたします。  
本日の議事は(1)令和元年度事業内容について、(2)今後の市有林の管理運営について、  
(3)その他 となっております。

本日の会議の出席者は委員19名中15名が出席です。条例第6条第2項の規定により、会議の開催に必要な半数以上に達していますので、本日の会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

また、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱」に基づき、本審議会を公開することとなっておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、会に先立ちまして、近藤会長さんからあいさつをお願いいたします。

**【会長 あいさつ】**

(司会・山内次長)

ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行につきましては、新居浜市市有林管理運営審議会条例第5条第4項により、近藤会長さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(会 長：近藤 武 委員)

それでは、会長が議長ということでございますので、議事を進めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、議事(1)「令和元年度事業内容について」事務局から、説明をお願いいたします。

(事務局：長谷川)

それでは、お手元の「新居浜市市有林管理運営審議会資料」に沿って、説明させていただきます。

きます。

まず2ページ目をお開きください。

1番「令和元年度事業内容について」ですが、市有林に関する予算といたしまして、旧新居浜地区につきましては農林水産課から、別子山地区につきましては、別子山支所から、それぞれ説明させていただきたいと、思います。

それでは、まず、農林水産課の予算についてでございますが、歳出予算につきましては、合計359万5千円となっております。その内訳は、市有林管理運営審議会の委員報酬が20万7千円、火災保険料(森林保険)が216万1千円、市有林管理等の委託料が93万4千円、長野山採種園交付金及び電柱貸付金が22万2千円、消耗品等の事務費が7万1千円となっております。

また、歳入につきましても、合計は359万5千円となっております、その内訳は愛媛県からの長野山採種園貸付料が26万4千円、その他、市有林内に設置している、民間事業者の案内板や、四国電力が設置した反射板等の土地貸付料収入が2千円、残りは市の一般財となっております。

そして11月時点での支出実績ですが、委託料につきましては、記載しております4つの事業に対して支出して、合計73万1千円支出済みです。

ちなみに、市有林調査業務についてですが、市有林の場所、境界等の確認のため毎年市有林の現地調査を実施しております、本日欠席されております大角委員に現地に同行していただいて、農林水産課職員が現地調査を実施しているものです。大角委員は、過去に森林組合に従事しております、かなり昔から市有林の間伐等の施業で現地の状況に詳しいこともあり、毎年調査への同行を、お願いしております。

また森林保険につきましては、昨年度の審議会におきまして、森林保険の保険料(掛け金)を見直してはどうかとのご意見をいただいておりますので、抜本的に保険契約の内容について、今回見直すこととしました。

まず森林保険について、基本的な部分についてご説明させていただきます。

現在新居浜市が所有している山林のうち、主に、人の手で植えた人口林について加入しております。森林保険に加入していると、火災や風水害等を原因として、損害が生じた場合に、保険金を受け取ることができます。森林保険の全国的な加入率は、民有林では10%程度となっております。森林保険に加入する一般的なケースとしまして、造林後や間伐後は、一定期間(5年~10年程度)加入することが多いようです。これは、造林後や間伐後は、木の根っこの発達が十分でないため、水害や、寒さ、強風による自然災害の影響を受けやすいためです。

昨年度の審議会におきまして、森林保険の保険料(掛け金)を見直してはどうかとのご意見をいただいておりますので、事務局にて、保険契約の内容について、今回見直すこととしました。まず補償内容を見直すことで、保険料を削減できるのではというご意見がありました。これは、加入する面積は変えずに、支払う保険料を下げ、災害時に受け取る金額

も下げるというやり方になるのですが、実は新居浜市の保険の内容は、だいぶ保険料を下げた状態で加入をしており、通常の 35%ぐらいまで保険料を下げており、これ以上は下げることができないとのことでした。そうなりますと補償内容の見直しのみでは、保険料は削減できないため、保険への加入面積自体を、減らすことが必要となります。

次に、別紙の市有林保険加入地の位置図をご覧ください。地図の中で森林保険をかけている森林は、濃い青色で色付けしている部分です。この濃い青色のうち赤枠で囲んでいる箇所があり、ここは公団造林という市有林ですが、ここに最も多く保険をかけております。

そして公団造林に対する森林保険につきましては、造林時の契約では、造林後 20 年間は公団側が森林保険をかけることとなっておりますが、20 年経過後は、市にて森林保険をかけるかどうかは自由となっております。新居浜市はこれまで継続して加入し続けておりますが、全国の動向としては、やめるところの方が多いようです。ちなみに、過去 20 年間、公団造林内で、何らかの災害に起因して、市が保険金を受領した記録はありません。また、公団造林では分収率が 50%となっているため、市と森林整備センターで保険金を分け合うこととなります。ちなみに、通常の市の直営林については、保険金は、全額市が受け取ることとなります。同じような分収林である、県が造林者である県行造林や、国が造林者である官公造林に対しては、市は保険料をかけておらず、また造林者である、県や国も保険をかけておりません。

以上を踏まえまして、公団造林は造林から 55 年経過しており、一般的に加入事例の多い、造林後 20 年を経過しており、現時点では、市に保険加入義務は発生しておらず、また市の費用負担にて保険加入後には、保険金請求事例がないことを踏まえ、費用対効果を考慮した結果、今年度からは公団造林への保険加入はしないこととしました。なお、削減した予算につきましては、市有林の整備等に活用していきたいと考えておりまして、令和 2 年度の予算では、保険料を削減して、減らした分を市有林の管理委託料へ、できるだけ上乘せしていきたいと考えております。農林水産課からは以上です。

(事務局：近藤)

別子山地区の市有林に関する新居浜市の予算につきましては、歳入歳出ともに 12,723 千円となっております。歳出につきましては、火災保険料が 426 千円、管理委託料については別子山大野団地搬出間伐が 10,368 千円、分収造林筏津 2591 号除伐が 1,500 千円、施設修繕料が 429 千円となっております。歳入につきましては、大野団地搬出間伐の造林事業補助金として 2,900 千円、分収林筏津団地除伐の受託事業収入として 1,500 千円、間伐材の売り払い収入として 6,000 千円、一般財源として 2,323 千円となっております。

大野団地搬出間伐につきましては、いしづち森林組合と契約済みで施業面積 7.55ha、林内作業道修繕等 1,466m、搬出材積約 450 m<sup>3</sup>となっており、工期は 3 月 31 日としています。分収造林筏津 2591 号除伐につきましては、愛媛林業株式会社と契約済みで、昭和 62 年桧植栽地において 6.00ha の除伐となっており、工期は 3 月 31 日としています。

別子山地区市有林の火災保険につきましては、現在加入している箇所は林道、県道、赤石山登山道に隣接した箇所、別子山地域の市有林の中では比較的車両や登山客の往来が多い箇所を選んで加入しています。それらの方々の、火の不始末による万が一の火災発生後の対応に備えるという考えによるものですので、来年度以降も現契約を継続したいと考えています。

別子山地区森林整備事業につきましては、今年度が事業実施第1年度目にあたります。別子山地域の市有林の有効活用を目指して、住友林業社有林内の私設林道「物住大野谷線」の終点付近から銅山川北側の市有林へ向けて森林作業道を開設し、市有林到達後の4年度目からは作業道開設と並行して搬出間伐に取り組む予定としています。今年度は既存の住友林業私設林道の改良として延長400m、新規開設として延長430mを実施中です。懸念されておりました台風等の被災も発生せず、住友林業に問合せたところ、順調に進捗しており、終点近くまでできており、進捗率でいうと80%という回答であり、予定どおりの進捗状況です。年内、年明け頃には終わる予定です。

(会長：近藤 武 委員)

それでは、ご意見、ご質問はございませんか。

(大條 雅久 委員)

火災保険料を縮小して残る191haというのは図面でわかりますか。火災保険料は森林保険センターが引き受けるのでしょうか。森林保険の引き受け先はどちらでしょうか。

(事務局：長谷川)

保険の引受先といたしましては、森林保険センターになります。

次に今回の公団部分の保険を削減して、残る箇所につきましては、先ほど見て頂いた、市有林の森林保険加入地位置図の中で、公団の保険については濃い青色を赤線で囲んだ部分が今回削減する所ですが、その他のパソコンで青色に色付けされている所が、引き続き継続して保険をかける所になります。

(副会長：伊藤 利忠 委員)

私が保険料の削減案を提案しましたが、大変安くして頂いてありがとうございます。それと、別子山の住友林業からの作業道延長については、この間私も確認に行きましたが、予定通りの進捗状況でした。勾配がきつところも重機がバックするときに修正し、洗い越しも今期行うという事ですので、良いと思います。和田委員も確認に行っていたようですので、何かあれば一言お願いします。

(和田 一夫 委員)

個人的な感想ですが、このルートが次年度になればと思います。雑木落葉樹の造林がありますが急なのはどうかと思いました。道ができることは、結構な事だと思います。

(大條 雅久 委員)

別子山地区森林整備事業について、今年度の予定が8割進んでいるということですが、物住大野谷線と接道し、何処までが今年度の予定となるのか。

(事務局：近藤)

別子山地区森林整備事業という二枚目の拡大図がありますが、赤色は元々住友林業が作っていた私設の林道で、こちらを補修・改良を行い、1年目の予定は、402と書いてある辺りの水色のところとなります。今年は1年目ですので、住友林業の私設の部分に補修・改良を加え、水色の新規開設を430m行います。来年度2年目で緑色の部分、3年目が黄色で、市有林に入っていくようになります。

(会 長：近藤 武 委員)

森林保険について、事務局の提案としましては、先ほど説明がありましたように、175万2千円を減額し、その減額した分については林業振興費に充てるということですが、審議会の意見としてはこの取り扱いにご異議ございませんか。

(全委員)

異議なし

(大條 雅久 委員)

長い間保険をかけられていたということですが、過去1回審議会に参加した際にも疑問を持たなかったのですが、今回説明を受けよく分かりました。保険自体でいえば、保険利益はあったのというところ、今日のお話を聞いていると、伐採して搬出が出来ない、財産価値として、市の財産台帳にあるものでもないですし、実際あつてはならないですけども、喪失したとしても、もともと価値としては判定できないものだから、保険料をかけるだけ無駄だと思いました。賛成いたします。

(会 長：近藤 武 委員)

議事1につきましては、ご理解ご賛同頂いたということで、次に進ませていただきます。それでは、議事(2)「今後の市有林の管理運営について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：長谷川)

それでは資料の3ページ目をご覧ください。

「今後の市有林の管理運営について」ですが、今後の市有林の管理運営につきましては、先ほど議事1でご報告しました事業内容につきましては、来年度も同様に実施していきたいと考えております。一つ新しい動きとしまして、小味地地区の市有林につきましては、いしづち森林組合と『森づくり協定』を締結して、間伐等の施業を実施していく予定です。小味地地区の具体的な場所につきましては、お手元の森林保険加入位置図の中で、「森づくり協定締結箇所」と赤丸を付けているところとなります。

ちなみに『森づくり協定』とは、森林所有者が森林組合と協定を締結することで、国・県の補助金を活用できるようになり、森林所有者が費用負担することなく、間伐等の施業を実施してもらうことが可能となるものです。市としても、費用負担をすることなく、山林の管理ができるようになり、非常にメリットが大きいため、この度協定を締結して、間伐をして管理していくことといたしました。農林水産課からは以上です。

(事務局：近藤)

平成29年度から実施しております別子山大野団地の搬出間伐につきましては、令和2年度においても今年度と同程度の事業規模で搬出間伐を予定しています。大野団地搬出間伐は来年度を含めてあと2年度ほど継続する予定としております。分収造林地につきましては、平成27年度から筏津2591号の除伐を実施しては、今年度を持ちまして一通り全体を終了予定です。来年度からは、森林整備センターと協議のうえ、保土野2294号か成673号に施業地を変更する予定としています。

別子山地区森林整備事業につきましては事業実施2年度目となりますが、引き続き住友林業の社有林内から市有林に向けて、森林作業道を開設してまいります。開設延長は800mを予定しています。

(会長：近藤 武 委員)

それでは、何か、ご意見、ご質問はございませんか。

市有林については合併や入会権、公的な森林等、かなり複雑な森林形態になっております。特に新たに就任された市議会議員の皆様には、たくさんある森林の地名、そしてそれが現場で何処に所在しているのか、どういった森林があるのかを興味を持っていただきまして、必要であれば担当の方に現地案内してもらい、理解をより一層深めていただき、新居浜市民の財産ですので、財産を管理、育てていくことへのご理解とご協力をいただきたいと思っております。

議事(2)の市有林の管理運営については、説明の通りご理解頂き取りまとめさせていただきます。ありがとうございました。

議事(3)「その他」としまして、「委員の改選について」事務局から説明をお願いします。

(事務局：長谷川)

委員の改選についてご説明いたします。

本審議会における委員の皆様の任期は、平成30年1月1日から2年となっております、現在の委員の皆様の任期は、本年12月31日までとなっております。次回の任期は、令和2年1月1日から令和3年12月31日までの2年間となりますが、これに向けまして、改選の手続きをさせていただくこととなります。

市議会議員の皆様につきましては、農林水産課から議会事務局へ委嘱替えの手続きをとらせていただき、次回任期の委員の選出していただくこととなりますが、学識経験者の9名の皆様につきましては、基本的には継続して委員をお引き受けいただきたいと、考えておりますが、委員の継続につきまして、問題がある委員様がおられましたら、個別に事務局までご連絡をいただきたいと思っております。その場合は、12月6日(金)までに、お電話で構いませんので、ご連絡をいただきたいと思っております。それまでに特に申出がない場合は、引き続き2年間委員をお願いさせていただきたいと思っております。

林業に従事していた方や、林業に詳しい方も非常に少ないということもありますので、出来れば現在の委員の皆様方に、引き続き、お引き受けいただければと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

(会長：近藤 武 委員)

それでは最後に、伊藤委員より、森林の鳥獣被害について、報告がありますので、お願いいたします。

(副会長：伊藤 利忠 委員)

先日、林業課の職員の方から被害の分かる場所を教えてくださいと依頼され、住友林業の山に入り写真を撮りました。別子山と大永山に入りました。1ページ目の右の丸で囲んでいる木が去年植えた苗木ですが、先端の皮が剥がれて枯れてしまっています。奥の緑の木については葉先を食べられて盆栽状態になってしまっています。囲いはしていますが、シカはネットをくぐって入って食べているのではないかと思います。左の写真は7年ほど前に植林したところですが、シカに食べられて苗木がほとんどありません。ここは傾斜が緩やかなところですが、勾配がきついところではシカも遊びにくいようです。次に2枚目ですが、食害で盆栽状態となっており、次の4ページ目の木は4年生くらいになります。通常であれば4年生にもなると1m50cmくらいにはなっていますが、皮剥ぎをされております。次のページも皮剥ぎで、今年の3月の下旬に行ったときに写真を撮りました。こうなると腐りが広がっていくため使い物になりません。別子のゆらぎからつづらのところで民間の山が道淵にありましたが、そちらについては9割方傷がつけられていました。そういった山は、材としては使い物にならず、もし売るのであれば木質バイオマス発電の材として売るほかありません。搬出にも経費がかかり、通常であれば材を出すのに安くて8千円、場所が悪いと



1万2千円かかります。1万円以上かかると搬出する人もいなくなります。結局、シカに食べられ、バイオマス発電の薪になってしまいました。愛媛林業の方はどうですか。

(高橋 忠士 委員)

駆除をやり始めて、少し変わってきていると思います。

(副会長：伊藤 利忠 委員)

まとまったの被害は減りました。別子地区で300頭ほど駆除しております。7、8人の猟友会があります。

(会長：近藤 武 委員)

駆除した場合の行政からの奨励金のようなものはシカの場合は出ていますか。

(事務局：山本)

別子山の猟友会については、イノシシや猿と同じように出ます。

(副会長：伊藤 利忠 委員)

大永山や種子川の方も、イノシシはともかく、シカについてはお金を出してはと思います。そうすれば、東新猟友会の方も捕ってもらえると思います。

(事務局：山本)

基本的にはやらないわけではないのですが、まだそれほどは麓の方まではきていません。実際、10頭未満ですが捕れておりまして、駆除として出しております。森林被害が明確であるのは、別子山地区で、大永山の被害も確認していますし、高速の下の方まで下りてきていることも認識しております。農地に出てくる場合には出しており、シカだからだめということではありません。

(会長：近藤 武 委員)

シカを一頭捕るといくらになりますか。

(事務局：山本)

シカもイノシシと同じで2種類あるのですが、国の補助金が入っている分が7千円で、市と県が出している分が1万円で、基本的にイノシシと同じです。1万7千円です。

(会長：近藤 武 委員)

農家としても対策が大変です。島でみかんを作っていますが対策をしていないと収穫が

できません。上からはカラスに狙われ、地面からはイノシシがくるため、両方の対策をしないといけないため大変です。リタイアしたくなる心情も分かります。駆除をしても駆除した以上に繁殖が多いです。

(白川 誉 委員)

今後5年後、10年後見据えた時に、後継者も確保していかないといけない、整備もしないといけないということも認識しましたし、整備して取った場合に利活用をどうしていくかということも十分分かりましたし、どれも大事なのは分かりますが、現場での優先順位を教えてください。

(和田 一夫 委員)

優先順位として高いのは、駆除を被害があったから捕るのではなく予防をしていくことかと思います。別子の方でも放っておくとあつという間にシカが増えまして、別子地域はもちろん四国中央市の富郷の方全体に広がっており、予防的にやらなければ遅いです。里に下りてくるのは一部ですので、もう少し全体を把握しないといけないと思います。イノシシは畑等しかやりませんが、シカの場合は盆栽から米から何から全部してまいりますし、高速道路の橋を通りますし、四国中央市の方では、高速道路の下をくぐり集落の下の荒れ地のようところで繁殖期のオスが縄張りを張っています。人工林の被害でなければ特別に言われないのかもしれませんが、シカの場合は灌木、笹等についても目を向ける必要があります。冬場もイノシシについては箱わな等を出しているようですが、四国中央市では、補助金もシカだけはやっているようです。

(副会長：伊藤 利忠 委員)

笹ヶ峰のみじ谷の笹が食害によりなくなり、県が2、3か所囲って笹が回復するかどうか試験をするそうです。2mほどの高さの笹がうっそうと茂っていたところが、運動場のようになっています。

写真の皮剥ぎは全て桧で、皮剥ぎの被害は桧9割杉1割です。東大の先生は、皮を食べているのではなく、皮をなめていると言っていました。幼木については食べているといえます。

(和田 一夫 委員)

春先から木の皮が剥げる時期は、杉・桧関係なく、木の根元の方は食べます。そこから腐りが入ってきてしまいます。

(会 長：近藤 武 委員)

法律で定めた狩猟期間以外で、有害駆除の申請が出ればイノシシは許可が出ていると思いますが、シカに対しての取扱いはどうですか。

(事務局：山本)

今はシカに対しては行っておりません。11/1 から猟期にも入っておりますので、どこの部分であれば駆除になるかというのは特に山の場合は難しいところではあります。シカについては猟期期間中では県の事業があります。他市町もやっていないと思います。

(和田 一夫 委員)

四国中央市はやっています。以前、市の農林水産課に問い合わせた際には、猟期期間中の趣味にお金は出せませんと言われたことがあり、それは確かにわかりますが、国・県がしている中で市ができないのはおかしいのではないかと思います。

(会 長：近藤 武 委員)

人の手を加えている杉、桧が被害に遭っているというのは経済的な被害なので、駆除許可を出して長期にわたって対策をしていかないといけません。地域の特性もあるでしょうが、別子山地区でも林業で生活されている方もいらっしゃいますし、地域の経済のためにも、地元の猟友会の方とも協議し、要望があれば、待つのではなく指導してあげてください。

(和田 一夫 委員)

建築等に使う杉や桧の人工林に被害遭った場合だけでなく、その他の雑木等自然に生えている木の被害も考えないといけないと思います。雑木の方が水源涵養の効果が高いともいわれているため、雑木も大切に考える考えでなければなりません。

(会 長：近藤 武 委員)

貴重なご意見をありがとうございました。確かに、山については、林業者だけではなくて国民的な課題として、山から恩恵を受けているため、大切に守り育てていかないといけないという認識の理解が必要です。是非、そういった事も踏まえまして、今後もこの市有林管理運営審議会を中心に、色々な意見を出し合い、また提案をしていくような機関にしていきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。これで、審議会を閉会いたします。ありがとうございました。